

次期報酬改定に向けた検討について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉サービス等報酬改定の検証について

令和6年度報酬改定の影響等を把握するとともに、次期報酬改定に向けた基礎資料を得るため、下記の調査を行う。

調査	概要	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
障害福祉サービス等 経営概況・実態調査	障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況等の調査		(経営概況調査) R 5・6 年度決算における収支差率等を調査	(経営実態調査) R 7 年度決算における収支差率等を調査
障害福祉サービス等 従事者処遇状況等調査	障害福祉サービス等従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の調査	R 5・6 年度（各年度 9 月分）の従事者の 給与等を調査	引き続き状況を把握 ※R7年度の処遇の状況は、 報酬改定検証調査において 7 月分の給与等を把握	
		上記調査の他、加算取得状況について国保連データで随時把握		
障害福祉サービス等 報酬改定検証調査 (※1)	検討チームにおいて検討が必要とされた事項や、報酬改定の効果検証に必要な事項等についての調査	調査項目を設定の上、 調査を実施	引き続き調査を実施	
障害者総合福祉推進 事業 (※2)	障害者施策全般にわたる、引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題についての実態把握や試行的取組	調査項目を設定の上、 調査を実施	引き続き調査を実施	

(※1) 改定検証調査概要

下記項目についてR6年度報酬改定の影響等を調査

(R 6 年度)

- ①生活介護、②就労系サービス、③訪問系サービス、④共同生活援助
⑤計画相談支援・障害児相談支援、⑥意思決定支援・権利擁護
⑦短期入所、⑧障害児通所支援

(R 7 年度)

- ①障害福祉人材の確保・処遇状況等、②口腔・栄養ケア等、
③就労系サービス、④訪問系サービス、⑤強度行動障害
⑥障害児通所支援・居宅訪問型児童発達支援

(※2) 推進事業公募課題（主なもの）

(R 6 年度)

- ・障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方
- ・共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価
- ・重度障害者等の就労・就学の支援の在り方
- ・障害福祉現場における手続負担の軽減 等

(R 7 年度)

- ・人口減少下での障害福祉サービスの提供体制の在り方
- ・事業者指定の在り方
- ・共同生活援助における運営の適正化・重度障害者への生活支援
- ・療養介護の在り方
- ・障害福祉現場の生産性向上
- ・サービス利用者等の生活実態 等

(注) 上記は現時点のスケジュール見込みであり、今後変更があり得る。上記の他、厚生労働科学研究等を活用。

[参考資料1] 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抄)

(令和6年2月6日 障害福祉サービス等報酬改定検討チームとりまとめ)

第3 終わりに

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
 - 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。
- ① **障害者支援施設の在り方について**
 - 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。
 - ② **共同生活援助における支援の質の確保について**
 - 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。
 - ③ **共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて**
 - 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。
 - ④ **障害福祉サービスの地域差の是正について**
 - 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。
 - ⑤ **計画相談支援及び障害児相談支援について**
 - 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。
 - ⑥ **質の高い障害児支援の確保について**
 - 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。
 - 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

- 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

⑧ 処遇改善の実態把握等について

- 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

⑨ 経営実態調査のさらなる分析について

- 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

⑩ 食事提供体制加算等について

- 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑪ 補足給付の在り方について

- 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。

⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。
また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

〔参考資料2〕 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について（抄） （令和5年12月22日閣議決定）

Ⅱ. 今後の取組

2. 医療・介護制度等の改革

<① 来年度（2024年度）に実施する取組>

◆ 診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施

- ・ （略）
- ・ 令和6年度介護報酬改定と障害福祉サービス等報酬改定については、介護や障害福祉の現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービスごとの経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行う。

<② 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組>

（生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上）

◆ 医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化

- ・ 医療法人の経営情報に関するデータベースについて、医療法人の会計年度が原則4月から翌年3月までとされており、2024年3月に決算を迎える医療法人からの報告状況等を踏まえ、必要な対応について検討を行う。
- ・ また、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースについて、2024年4月からの施行に向けて取り組むとともに、職種別の給与総額等について継続的に把握できるような対応について検討を行う。
- ・ 障害福祉サービス等事業者や、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営情報に関するデータベースについても、速やかに検討を進め、必要な措置を講じる。

◆ 障害福祉サービスの地域差の是正

- ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要な障害福祉サービスが公平かつ適正に提供されるよう、2024年度から創設される、都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを推進するとともに、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討を行う。また、自治体の給付決定について、相談支援の利用を促進しセルフプランの適正化を図るとともに、国が助言を行うこと等により利用者の状況に応じた適切な給付決定を推進する仕組みを検討する。

（能力に応じた全世代の支え合い）

◆ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現

- ・ 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

<③ 2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組>

- 科学的知見に基づき、標準的な支援の整理を含め、個人ごとに最適化された、質の高い医療・介護・障害福祉サービスの提供に向けた検討

[参考資料3] 大臣折衝事項(抄) (令和6年12月25日)

5. 全世代型社会保障の実現等

(4) 障害福祉サービス制度改革

改革工程に基づく以下の取組を含め、障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、次期障害福祉計画の策定に向けて検討を行う。

- ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みの推進
- ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方
- ・ 自治体の給付決定について、相談支援の利用を促進しセルフプランの適正化を図るとともに、国が助言を行うこと等により利用者の状況に応じた適切な給付決定を推進する仕組み

6. 介護職員等の処遇にかかる実態把握等

令和6年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定において措置した処遇改善加算等が、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるようにするとともに、令和6年度補正予算で措置した施策による生産性向上・職場環境改善等を通じて、更なる賃上げの推進に取り組む。また、職員の負担軽減・業務効率化、テクノロジー・ICT機器の活用、経営の協働化といった取組を支援する。あわせて、令和6年度改定及び令和6年度補正予算で措置した施策が、介護職員等の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。

令和8年度以降の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

なお、次回の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定に向けては、介護事業所・施設や障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「介護事業経営概況調査」や「介護事業経営実態調査」、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

[参考資料4] 経済財政運営と改革の基本方針2025(抄)(令和7年6月13日)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

～(略)～

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー¹⁷の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

～(略)～

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

¹⁷ デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

1. 「経済・財政新生計画」の推進

(「経済・財政新生計画」に基づく今後の取組方針)

～(略)～

予算編成においては、2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。とりわけ社会保障関係費²⁰⁴については、医療・介護等の現場の厳しい現状や税收等を含めた財政の状況を踏まえ、これまでの改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。具体的には、高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する。非社会保障関係費²⁰⁵及び地方財政についても、第3章第4節「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。

²⁰⁴ 社会保障関係費の伸びの要因として高齢化と高度化等が存在する。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(1) 全世代型社会保障の構築

～(略)～

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げ207の実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

このため、2024年度診療報酬改定による処遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、介護・障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組むとともに、これまでの処遇改善等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、事業者の経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する。

～(略)～

(中長期的な時間軸を見据えた全世代型社会保障の構築)

現役世代が急速に減少し、高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据えた中長期的な時間軸も視野に入れ、現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担し、個性を活かして支え合う「全世代型社会保障」の構築が不可欠である。改革工程²¹³を踏まえ、医療・介護DXやICT、介護テクノロジー、ロボット・デジタルの実装やデータの二次利用の促進、特定行為研修を修了した看護師の活用、タスクシフト／シェアなど、医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・省力化を実現し、職員の負担軽減や資質向上につなげるとともに、地域医療連携推進法人、社会福祉連携推進法人の活用や小規模事業者のネットワーク構築による経営の協働化・大規模化や障害福祉サービスの地域差の是正を進める。医療機関、介護施設、障害福祉サービス等事業者の経営情報の更なる見える化²¹⁴を進める。医療・介護・障害福祉分野の不適切な人材紹介の問題について実効性ある対策を講ずる。

²¹³ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)。

²¹⁴ 経営情報の提出、分析及び公表の電子化を含む。

[参考資料5] 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(抄) (令和7年6月13日閣議決定)【処遇改善関係】

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約6割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、AI等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

（1）アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきた。

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む。）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。

（4）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ7人に1人である900万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和7年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

～（略）～

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

[参考資料6] 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(抄) (令和7年6月13日閣議決定)【省力化投資促進プラン関係】

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

(1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中であっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

(3) 12業種における省力化投資の具体策

⑩介護・福祉

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029年までに8.1%、2040年までに33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を2029年に90%以上を目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場におけるAI技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

v) 主なKPI

2029年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置する。

[参考資料7] 障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会

1. 趣旨

- 障害者支援施設は地域移行を推進すること、重度障害者等への専門的な支援を行うことなど、様々な役割があるが、今後、更なる地域移行を進めて行くため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められている。
- 検討に向けた材料を整理するため、「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究（令和6年度障害者総合福祉推進事業）」において委員・協力団体からの意見収集、入所施設の実態調査、施設・法人ヒアリングや当事者・保護者ヒアリングを実施した。
- 上記を踏まえ、障害者支援施設の役割・機能を整理し、障害福祉計画の基本指針の見直しや次期報酬改定に向けた検討を行う。

2. 検討事項

- 障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について
- その他

3. 開催状況

- 第1回検討会（令和7年5月26日）
- 第2回検討会（令和7年6月25日）
- 第3回検討会（令和7年8月20日）
- 第4回検討会（令和7年9月16日）

4. 構成員

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 安部井 聖子 | 全国重症心身障害児（者）を守る会 会長 |
| 荒井 隆一 | 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 代表 |
| 今村 登 | 特定非営利活動法人 D P I 日本会議 事務局次長 |
| 岩上 洋一 | 一般社団法人 全国地域で暮らそうネットワーク 代表理事 |
| 岡部 浩之 | 特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク 副理事長 |
| ◎小澤 温 | 筑波大学 名誉教授 |
| 児玉 和夫 | 公益社団法人 日本重症心身障害福祉協会 理事長 |
| 佐々木 桃子 | 一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 会長 |
| 佐藤 則子 | 当事者構成員 |
| 相馬 大祐 | 長野大学 社会福祉学部 准教授 |
| ◎曾根 直樹 | 日本社会事業大学 社会事業研究所 客員教授 |
| 高橋 朋生 | 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長 |
| 富岡 貴生 | 特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会 代表理事 |
| 中尾 富嗣 | 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会 常任協議員 |
| 野澤 和弘 | 植草学園大学 副学長 |
| 樋口 幸雄 | 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 会長 |
| 福嶋 翔太 | 当事者構成員 |
| 松山 香里 | 品川区福祉部障害者支援課 課長 |
| 三浦 貴子 | 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会 副会長 |
| 横川 豊隆 | 当事者構成員 |

◎座長、○座長代理

（五十音順・敬称略）

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会 これまでの議論のまとめ（概要）

検討会設置の趣旨

- 障害者支援施設には様々な役割があるなか、更なる地域移行を進めていくため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められたことを踏まえて、検討会を設置した。
- 上記を踏まえ、**障害者支援施設の役割・機能、あるべき姿及び今後の障害福祉計画の目標の方向性について検討**を行った。

議論のまとめのポイント

1 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿

① 利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要。本人にわかりやすい情報の提供や、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う。

② 地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む。

③ 地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する。

④ 入所者への専門的支援や生活環境

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に施設において求められている役割。

入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室の個室化、日中活動の場と住まいの場の分離など）にすることが重要。

2 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

- 施設待機者の考え方や把握については、本人ではなく家族による入所希望の扱いや複数施設への申込者の算定方法、緊急性の把握の必要性等の課題について考慮する必要。**実態把握している自治体の事例の共有等、とりうる対応を検討**。
- 次期障害福祉計画でも**地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値の設定は必要**。それ以外の目標（障害の程度や年齢に応じた目標等）の設定については、まずは実態把握の方策も含め対応を検討。

今後の対応

- 本検討会の議論のまとめも踏まえ、**第8期障害福祉計画（令和9～11年度）に向けた基本指針の目標等の在り方は障害者部会で議論**していくとともに、**具体的な報酬等の在り方については次期報酬改定等に向けて検討**。

検討会設置の趣旨

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正において障害種別ごとの体系から「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成30年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取組が進められてきた。令和4年の児童福祉法改正においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築された。平成24年の児童福祉法改正で、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととし、以降児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が18歳以上となった場合において、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきたが、令和6年3月31日に当該特例は終了となった。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設について、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、小規模化等による質の高い支援の提供の推進等の加算の充実を図ったところである。

一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、被虐待児や強度行動障害を有する児、医療的ケア児等といったケアニーズの高い児童をはじめ、様々な状態像の児童が障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっている。

こうした現状も踏まえ、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うため、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」を開催する。

検討会の構成

- 本検討会は、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、障害児入所施設経験者、子育て当事者等の参集を求めて開催する。
- 本検討会は、障害児入所施設の今後の在り方について具体的検討を行うに当たり、座長が必要と認めるときは、ワーキンググループを開催することができる。
- ワーキンググループは、福祉型WG・医療型WGとし、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、子育て当事者等の参集を求めて開催する。

主な検討事項

- 利用児童の状態像を踏まえ、障害児入所施設での暮らしについてどのような生活を目指すのか。
- 利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について整理する。
- 障害児入所施設を利用する児童の家族への支援についてどのように考えるか。
- 障害児入所施設が果たすべき地域支援機能について整理する。
- 障害児入所施設と社会的養護施策との役割についてどのように考えるか。
- その他

検討スケジュール

令和7年
5月 本検討会
・ 主な検討事項(案)について
・ 今後の検討の進め方について(案)
・ 福祉型・医療型ワーキンググループの設置(案)について
・ ヒアリングの実施(案)について
・ 調査票(案)について

5月～6月
・ ヒアリングの実施

7月～9月
・ 福祉型・医療型ワーキング

10月
・ 本検討会 中間報告

11月
・ 福祉型・医療型ワーキング

令和8年
1月～3月 検討会において報告書素案・報告書とりまとめ

【参考資料9】 障害児支援における人材育成に関する検討会について

【本検討会開催の背景】

障害児支援については、平成24年の児童福祉法改正により、障害種別に関わらず、こどもや家族にとって身近な地域で支援が受けられるよう、それまで障害種別に分かれていた施設体系を再編・一元化した。

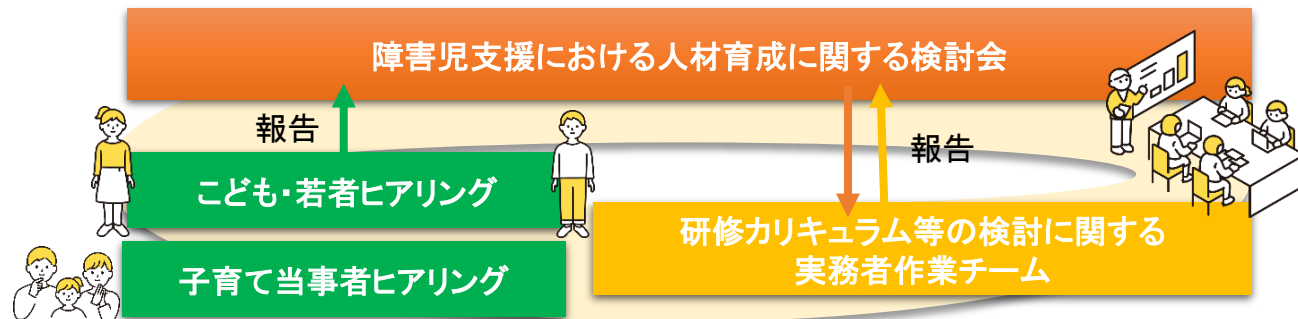
その後、現在に至るまで、障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。

その中において、国では、障害児支援に従事する者に対する人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にあり、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」とされているところ。

国として、障害児支援における研修体系の構築を進めていくことで、全国共通の学びの提供が可能になり、障害児支援に従事する者の専門性の担保及びキャリアアップ、また、全国どの地域においても支援の質の向上につながることを期待される。これらを踏まえ、令和9年度以降の実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、本検討会を開催する。

【本検討会の検討体制】

- 有識者、障害児支援事業者団体、こども・若者当事者、子育て当事者、自治体職員で構成する。
- 研修体系構築に向けた運用及び詳細の実務については、有識者及び事業者団体委員で構成する実務者作業チームを設置し、検討を行う。
- こども・若者ヒアリング、子育て当事者ヒアリングを実施し、こども・若者、子育て当事者の意見を聴く。
- 実務者作業チームで行われた検討やヒアリングの結果については、検討会にて報告を行う。



【主な検討事項】

- ① 研修の在り方について
- ② 研修の実施主体について
- ③ 研修の標準カリキュラム(案)及び効果的な実施手法について
- ④ 研修の具体的運用に向けた方向性等について
- ⑤ その他

障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 ～概要①～

本検討会開催の背景

障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。

国においては、人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にある。そのような中、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める。」とされており、令和9年度以降の本格実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、令和6年12月より本検討会を開催。

障害児支援における研修体系創設の意義について

- 共通の理念や価値、知識と技術を学び合い、質の高い支援を全国どの地域でも提供することを実現するための土台を築く。
- 支援者自身の成長やキャリア形成。
- 地域の支援者同士が互いに学び合い、事業所の垣根を超えて、協働関係の地域づくりを進め、包括的な支援体制の充実を図っていく。
- 学びや実践が、各地域において体系的に積み重ねられ、こどもや家族をまんやかに、安心して支援が受けられる環境づくり。
- 本研修を他のこども施策でも活用すること等により、インクルージョン推進が促進され、共生社会の実現に向けた土台となる。

障害児支援における研修の在り方について

- 支援者共通の基本姿勢として、「障害のあるこどもとともに歩むための支援者の基本姿勢」を整理。整理に当たっては、こども・若者、子育て当事者の意見を反映。

① 尊重し合いながら、ともに生きる

② 想いに寄り添い、ともに支え合う

③ 支援をともにつくる

④ 安心できる場をともに育てる

⑤ とともに学び合い、ともに育ち合う

- 「こども施策の基本理念」及び「障害児支援の基本理念」を中心に据えた研修体系を構築。
- 支援者における重要な共通要素として、発達支援に必要な専門性を十分に発揮するために重要であると考えられるスキルや行動特性を9領域で整理。

① 対人支援における倫理的姿勢

② 自己理解と省察

③ こどもの理解に基づく支援

④ 計画と評価に基づく支援の実践

⑤ 家族支援

⑥ 地域支援・地域連携

⑦ チームアプローチ

⑧ 虐待予防・対応

⑨ 相互理解・相互支援

- 障害児支援と子育て支援の両方の観点からの専門性を身につけるため、研修体系の構築に当たっては、「①障害児支援に従事する支援者として」、「②本人支援」、「③家族支援」、「④地域支援・地域連携」、「⑤(日々の支援や業務の根拠となる)制度理解」、「⑥組織マネジメント」の6つのカテゴリで整理。
- それぞれの求められる役割等を踏まえ、3階層による段階的な研修体系を構築。また、各研修を受講することにより期待される人材像を整理。

障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 ～概要②～

研修の標準カリキュラムと効果的な実施手法について

- 障害児支援に従事する支援者が共通して習得すべき知識等について、全ての階層を通じて標準カリキュラムを整理。
- 障害児基礎・実践研修(仮称)については、全科目で動画の視聴により講義が可能な体制の整備を進めていく。また、学びの定着等につなげていく観点から、講義に加え、「受講者自身の振り返り」、「上司や先輩職員との対話」などの取組を、講義の前後で行うことを基本とする。
- 当該研修では、地域において合同研修の実施や他の事業所への見学等を念頭に置きつつ、地域の実情に応じた「地域交流」による学び合いを進めていく。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、講義はあらかじめ動画により受講した後、地域の実情に応じた創意工夫の下で検討された演習を受講。演習については、地域の支援者同士の関係づくりを進めていくことが期待されることから、対面研修を基本とする。

研修の実施主体について

- 障害児支援基礎・実践研修(仮称)については、事業者が実施主体として研修の実施を進める。また、事業所内のみで研修を実施することに限らず、国の標準カリキュラムに基づき、事業者団体や児童発達支援センターが実施する等、柔軟な運用を可能とする。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、都道府県・指定都市(以下「都道府県等」という。)が実施主体として研修の実施を進める。一方、障害児支援コア人材研修(仮称)については、地域性を考慮した上で、複数の都道府県等による合同開催等の柔軟な運用を可能とする。

研修の具体的運用に向けた方向性等について

- 本格実施に当たっては、3階層全ての研修を同時期に実施するのではなく、段階的に本格実施を進めていくことが適当。
- 修了評価は、知識及び技能の習得状況等の確認を目的とすることが適当。
- 国においては、研修検討委員会(仮称)の設置を進めるとともに、都道府県等で中心かつ指導的な立場となる人材の育成等を進めていくことが必要。
- 都道府県等が、地域の実情に応じた創意工夫の下で研修の充実や人材育成を進めていくため、研修検討委員会(仮称)の設置を進めていくことが重要。
- 研修を効果的かつ円滑に進めていくため、国は実施主体向け(事業者・都道府県等)の手引きの作成を進めていくことが必要。
- 研修受講及び実施への動機づけとなる取組等も進めていくことが重要であり、取り組んだ成果の見える化を進めていくことが重要。
- 他のこども施策でも本研修の活用を進めていくため、他のこども施策の事業者等に対して広く周知していくことが重要。

本検討会におけるこども・若者及び子育て当事者の意見反映について

- 本検討会では、障害児支援を利用している(又は利用した経験のある)、こども・若者、子育て当事者へのヒアリングを実施。
- こどもにとって、褒めてくれる、安心できる、信頼できる、大人や仲間が存在が重要であり、そうしたこどもにとって支えとなる関係性が土台となり、こどもは自らに向き合い、「頑張りたい。」という主体的な気持ちが育てられるとともに、支援者の専門性は、土台となる関係性があつた上で十分に発揮されるものである。
- 子育て当事者にとって、こどもの安全が最も重要。また、専門性も大切であるが、それ以上にこどもや家族に寄り添い、共感の姿勢や人間性が信頼の基盤となる。

障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 ～概要③～

研修体系の全体像

受講期間 (最長)	●入職後～半年程度まで	●基礎・実践研修(Ⅰ)修了後～3年目程度まで	●特に定めなし	
実施時間 (目安)	約7時間程度	約22時間程度	約37～43時間程度	約32～40時間程度
	7科目	22科目	19科目+演習2日間×2	12科目+演習2日間×2

※障害児支援基礎・実践研修(Ⅰ)、(Ⅱ)は、1科目約60分での実施を想定した場合

※障害児支援リーダー研修、コア人材研修は、1科目約60分、演習を90分～120分での実施を想定した場合

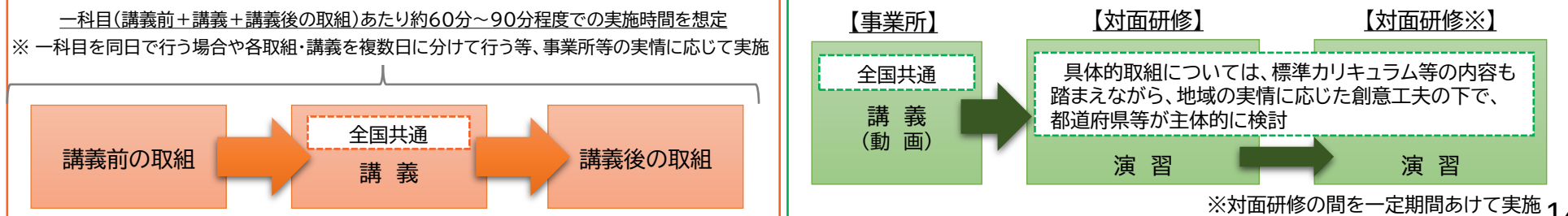
それぞれの役割等に応じた任意受講

研修の階層

職種や実務経験問わず全ての支援者が受講



実施イメージ



[参考資料10] 共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

概要

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「グループホームにおける障害者の特性に応じた支援内容や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、来年度以降、ガイドラインの策定や資格要件・研修の導入等により具体化していく」ことが検討の方向性として盛り込まれた。
- 今後の議論に向けて、共同生活援助（グループホーム）における具体的な支援内容の明確化及びサービスの質の評価について調査・検討を行い、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）を作成する。
- また、共同生活援助の開設者や管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等についても検討を行う。

ガイドライン（案）の概要

- 共同生活援助は様々な障害者が多様な暮らしを営んでいるが、運営する事業者が利用者に対して質の高い支援を提供するために、その運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準として基本的な事項を指定基準（＊）に沿って作成したもの。

<目次>

第1章	障害者福祉の基本理念	(基本理念、虐待の防止、意思決定支援)
第2章	共同生活援助の全体像	(人員基準、運営規程、緊急時等の対応、業務管理体制の整備、苦情解決等)
第3章	共同生活援助の提供すべき支援の内容	(共同生活援助における支援と連携すべき関係機関、具体的な支援の内容等)
第4章	支援の質の向上のための取組	(事業者における取組、地域との連携)
別添1	共同生活援助ガイドライン（案）自己チェックシート	
別添2	共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等	
別添3	参考資料一覧	

今後（予定）

- 令和7年度障害者総合福祉推進事業の「共同生活援助における運営の適正化に向けた研究において、共同生活援助ガイドライン（案）を活用したモデル研修を試行的に実施する予定。
- また、調査研究により作成されたガイドライン（案）について、厚生労働省として正式に策定（令和7年度中）予定。

＊ 指定基準（基準第210条の5第5項）において、「共同生活援助事業者はその提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている。ガイドラインに基づいた自己評価を事業所内で共有したり自治体による集団指導や研修等において活用することや、指定共同生活援助事業者が自ら開催する地域連携推進会議において自己評価の内容を報告し、会議の構成員から客観的な助言をうけること等で支援の改善につなげていく。

[参考資料11] 自治体における就労継続支援事業所の要件確認等の実態に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

概要

- 自治体における就労継続支援事業の指定業務や経営改善計画に基づく指導状況等の実態を把握し、新規指定や既存事業所に対する指導等を行う際の観点について検討を行い、参考となる優良事例の周知を行うことを目的。（自治体に対するアンケート・ヒアリング調査、有識者会議等における検討を実施）

報告書概要

- 自治体における指定・指導事務の担当部署の人員配置は、都道府県・政令市では4～6名、中核市では1～3名が多い。うち、担当年数が3年以上の職員数はほとんどが1～2名。就労支援を専任的に担当する職員の配置は、都道府県・政令市は2～3割程度であり、中核市はほとんどいない。
- 就労系サービスは、福祉に加えて生産活動や民間企業の決算書類に関する知識など、複雑かつ広範囲にわたる知識・経験が必要とされることから、制度理解や書類審査において難しさを感じる職員が多い。
- 多くの自治体が専任者の必要性を感じる一方、様々な課題があり実現に至っていない。一方で、以下のような自治体事例もあり、効果は数字にも表れている。
 - ・新規指定申請の審査のために中小企業診断士・公認会計士等の専門家会議を設置し、事前協議に申込みのあった事業所を全件審査
 - ・指導担当部署に会計・企業決算等の専門的知識を持つ会計年度任用職員を配置し、A型に特化したチームを作り、指導等を実施
- 特に会計や雇用、営業許可等に精通する専門家等が、新規申請時に自治体職員をサポートする仕組みは非常に効果が高い。
- 先々の運営に関して疑問が残る場合でも、それをもって直ちに指定申請自体を不受理にできない等の課題があり、例えば国から就労支援事業に特化した指定・指導事務要領や通知、ツールの提供など、自治体職員の事務の根拠や後ろ盾の提供が求められている。
- 以上を踏まえ、
 - ・新規指定時に自治体が申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項
 - ・指定・指導事務担当者の知識・経験不足を補完し、負担軽減になるチェックツール等の開発・提供が必要と考えられる。

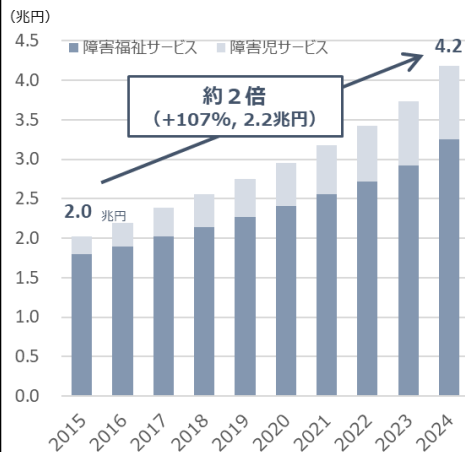
今後（予定）

- 本調査結果をもとに、就労継続支援における支援の質の確保等のため、今後、指定就労継続支援事業所の新規指定と既存事業所の運営状況の適切な把握のためのガイドラインを策定予定。

- 障害福祉サービス等の総費用額（＝自立支援給付費（公費負担）＋利用者負担）は、利用者の増加や一人当たり利用額の増加により、直近10年間で約2倍に増加。
- **利用者負担割合は他のサービスと比べても僅少であり、医療・介護保険制度にも増して障害福祉サービス等報酬（＝サービス料金）の上昇や利用量の増加による負担増を利用者が感じにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造。**
こうした中、**サービスの質の確保と総費用額の抑制**を両立し、制度の持続可能性をどのように確保していくかが大きな課題。

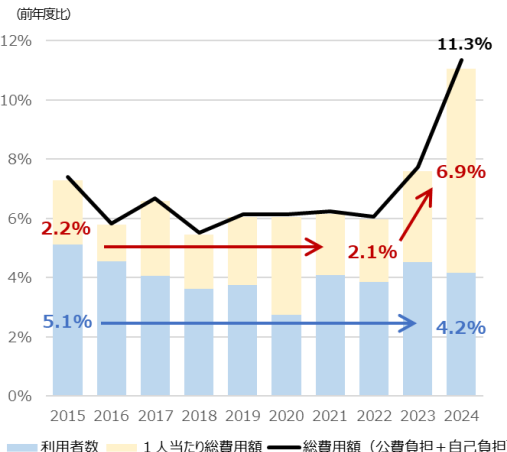
障害福祉サービスの現状

◆総費用額の推移



（出所）国保連データ（年度ごとの実績）を基に作成。

◆総費用額の伸びの分析



（出所）国保連データを基に作成。障害児向けのサービスの費用は含まない。
（注）総費用額は各年度の年間費用額。利用者数は各年度ごとの月平均。「利用者数の伸び＋利用者1人当たり総費用額の伸びの和」と「総費用額の伸び」の差は、「利用者数の伸び×利用者1人当たり総費用額の伸び」の積であり、2024年度は0.3%。グループホーム（共同生活援助）は、介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型の合計。

◆障害福祉分野の福祉・介護職員の給与等の変化（9月時点の賃金の比較）※3

	令和5年	令和6年	増加額
基本給等※1	24.1万円	25.4万円	1.3万円（5.3%増）
平均給与額※2	30.8万円	32.8万円	2.0万円（6.5%増）

※1 基本給＋毎月決まって支払われる手当

※2 基本給＋手当＋一時金

※3 処遇改善加算を取得している事業所における、両年とも在籍している職員の比較。

今後の主な改革の方向性

○ 2024年度の総費用額の急上昇への対応

- ・ 2024年度は総費用額が急上昇（＋11.3%）。主な要因は、2024年度の報酬（サービス料金）改定（＋1.12%）を大きく上回る一人当たり費用額の伸び。
- ・ 総費用額急増の具体的な要因や背景を速やかに分析し、早急に対策を講じる必要。

○ 障害福祉分野の職員の処遇改善

- ・ 障害福祉分野の職員の処遇改善は喫緊の課題。同時に、生産性向上を通じた業務の省力化・効率化が不可欠。
- ・ 2024年度改定を踏まえた処遇改善や経営の状況等を把握・検証し、介護分野の対応を睨みつつ、経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する必要。

○ 制度改革

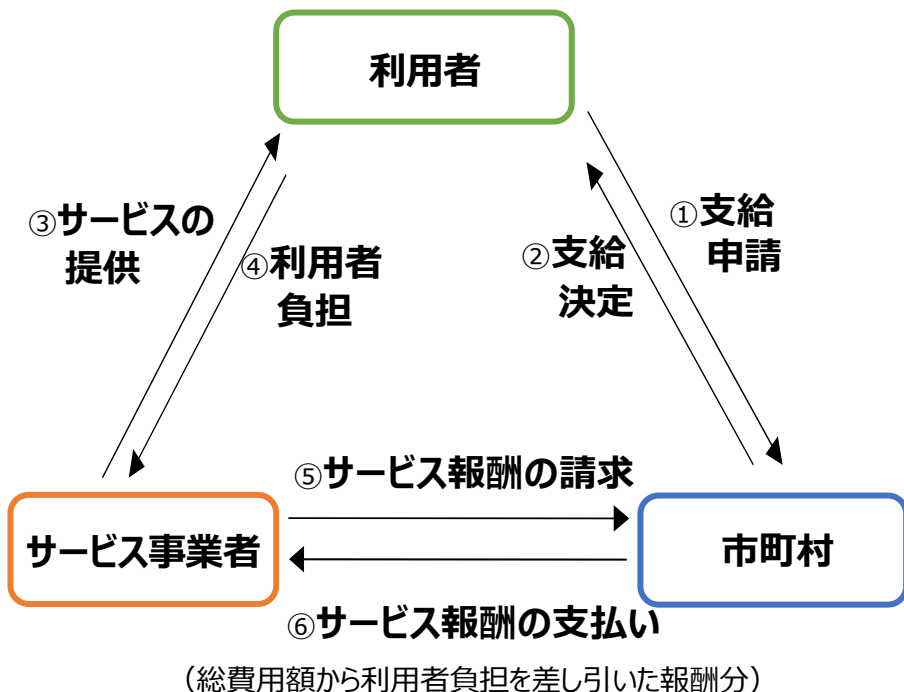
- ・ サービスの質の確保と総費用額の抑制を両立させるための改革の実施が必要。
- ・ 具体的には、総量規制のグループホームへの対象拡大を含む事業者指定のあり方の見直しや、配置基準の厳格化を含む報酬体系の見直し等、総合的な検討を行うべき。

障害福祉サービス等の概要

令和7年11月11日
財政制度等審議会資料

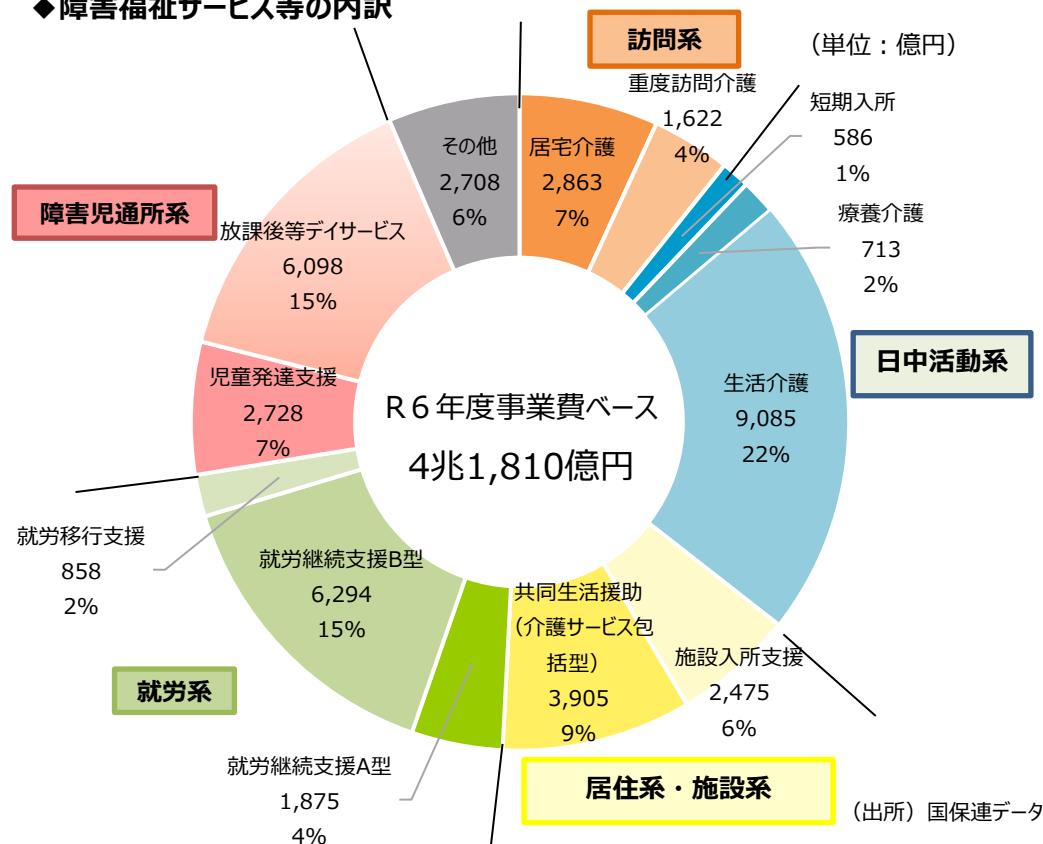
- 障害福祉サービスは、障害者の方が、自立した日常生活や社会生活を送れるように支援する公的なサービス。個々の障害者の障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等を踏まえ、利用計画を作成し、個々に支給決定が行われる。
- 各サービスは、都道府県等の指定を受けた事業者が提供する。利用者に各サービスを提供した場合に、その対価として、市町村は事業者にサービス費用（障害福祉等サービス報酬）を支払う。
- 障害福祉サービス等報酬は各サービス毎に設定されており、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。
- 障害福祉サービス等の内訳を見ると、生活介護、グループホーム（共同生活援助）、就労継続支援（A型・B型）、障害児通所サービス（放課後等デイサービス・児童発達支援）の割合が大きい。

◆障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ（概要）



※公費負担：原則、国50%、都道府県25%、市町村25%

◆障害福祉サービス等の内訳

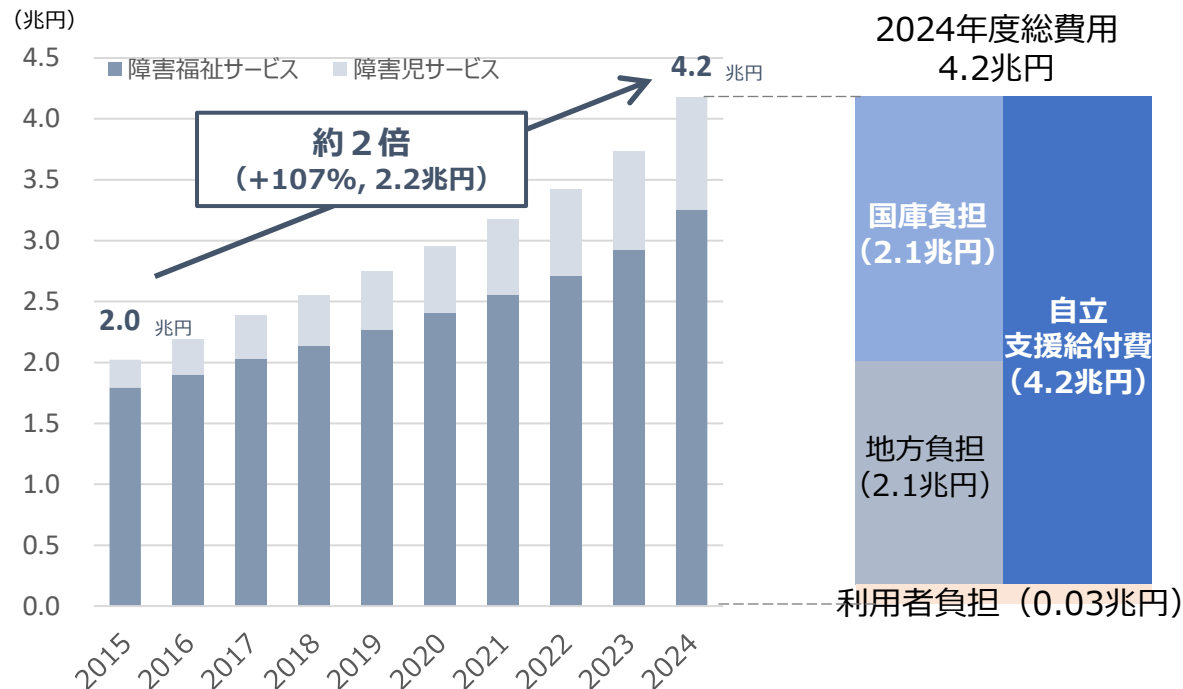


障害福祉サービスの改革の必要性

令和7年11月11日
財政制度等審議会資料

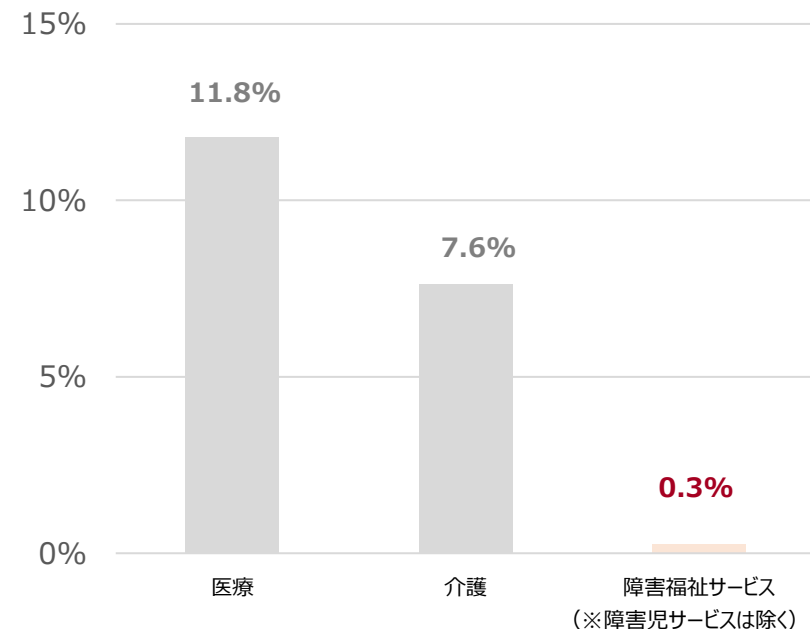
- 障害福祉サービス等の総費用額（＝自立支援給付費（公費負担）＋利用者負担）は、利用者の増加や一人当たり利用額の増加により、直近10年間で約2倍に増加。
- 利用者負担割合は他のサービスと比べても僅少であり、医療・介護保険制度にも増して障害福祉サービス等報酬（＝サービス料金）の上昇や利用量の増加による負担増を利用者が感じにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造。こうした中、サービスの質の確保と総費用額の抑制を両立し、制度の持続可能性をどのように確保していくかが大きな課題。

◆障害福祉サービス等の総費用額の推移と負担の内訳



(出所) 国保連データ（年度ごとの実績）を基に作成。

◆総費用額に占める自己負担額割合の比較



(出所) 医療は「令和5年度国民医療費の概況」における国民医療費に占める患者負担、介護は「令和5年度介護保険事業状況報告（年報）」における費用額から給付費を控除して自己負担額を算出、障害福祉サービスは「国保連データ」を基に作成。

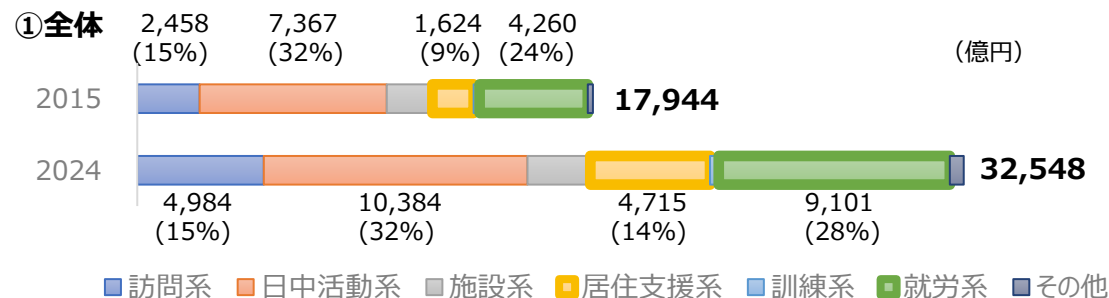
(出所) 国庫負担については、交付決定額等。利用者負担については、国保連データを基に作成。地方負担は残余の額。

障害者福祉サービスの類型別の状況

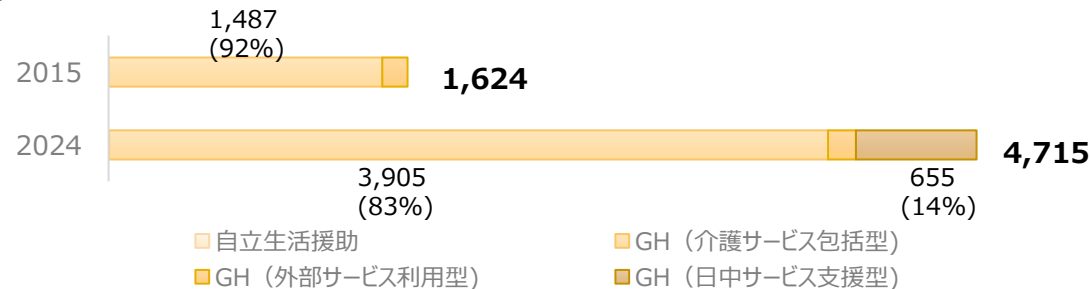
令和7年11月11日
財政制度等審議会資料

- 障害福祉サービスは、従来、施設系や日中活動系の割合が高かったが、就労系や居住支援系の割合が増加。（障害福祉サービスの総費用の伸びに対する寄与度も大きい。）
- こうした総費用額の伸びが大きいサービスでは、営利事業所数の参加も大きい。

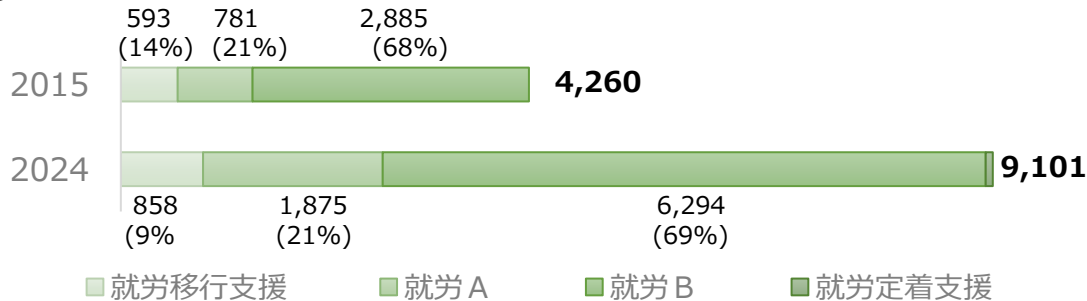
◆障害福祉サービス総費用額に占める割合の変化



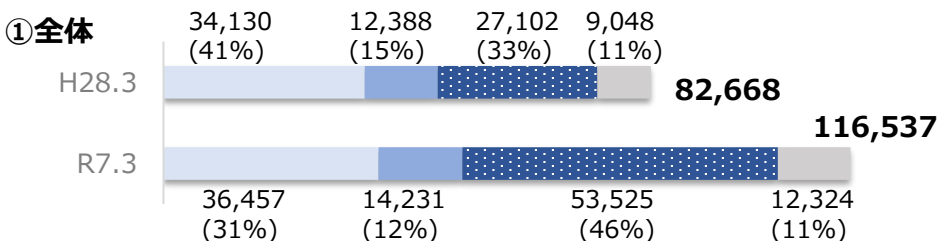
②居住支援系サービス（グループホーム等）



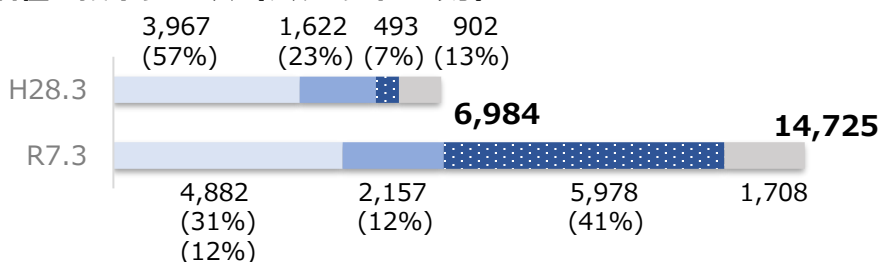
③就労系サービス



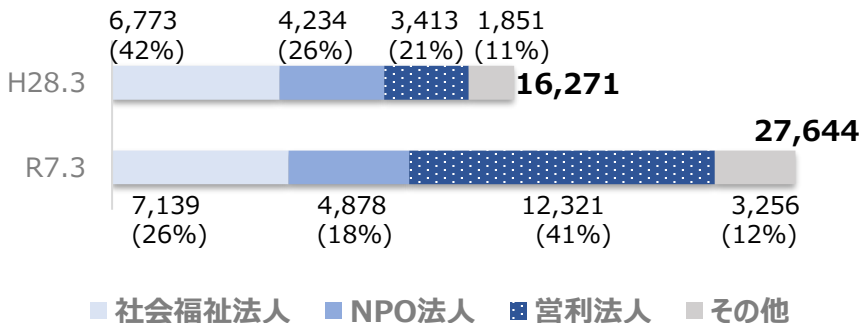
◆事業所数の伸びと法人類型の割合の変化



②居住支援系サービス（グループホーム等）



③就労系サービス

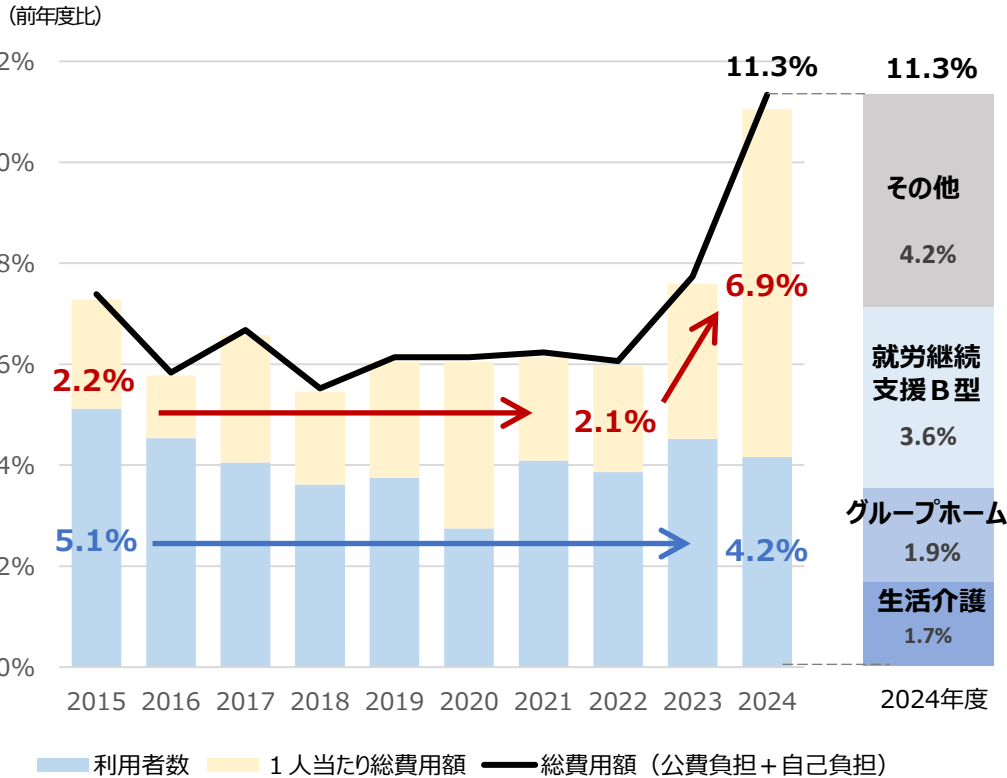


障害福祉サービスの総費用額の増加要因

令和 7 年11月11日
財政制度等審議会資料

- 近年の障害福祉サービスの総費用額の伸びを分析すると、過去10年間、利用者数の増加に加えて一人当たり総費用額も増加。更に2024年度は総費用額が急上昇（+11.3%）しているが、その主な要因は、2024年度の障害福祉等サービス報酬（サービス料金）改定（+1.12%）を大きく上回る一人当たり費用額の伸び。

◆障害福祉サービス等の総費用額の伸びの分析

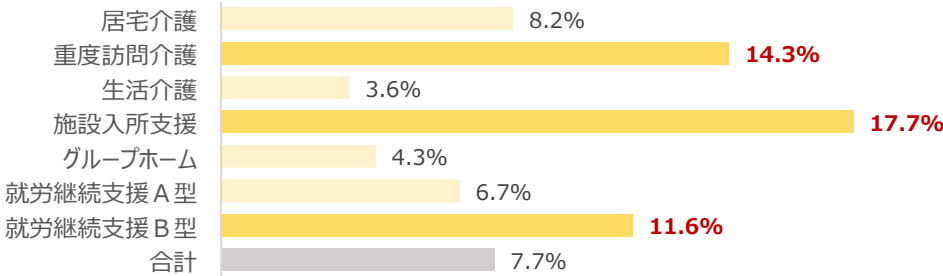


(出所) 国保連データを基に作成。障害児向けのサービスの費用は含まない。
(注) 総費用額は各年度の年間費用額。利用者数は各年度ごとの月平均。「利用者数の伸び+利用者1人当たり総費用額の伸びの和」と「総費用額の伸び」の差は、「利用者数の伸び×利用者1人当たり総費用額の伸び」の積であり、2024年度は0.3%。グループホーム（共同生活援助）は、介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型の合計。

【改革の方向性】（案）

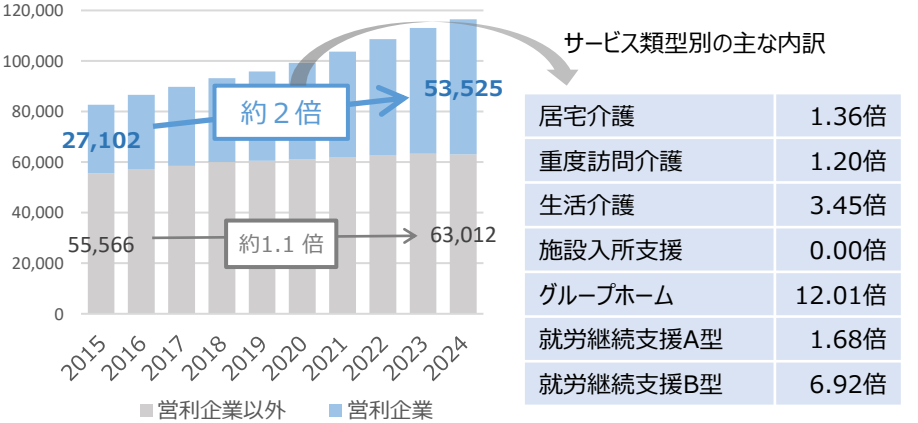
- 今後、総費用額急増の具体的な要因や背景を速やかに分析した上で、2024年度障害福祉等サービス報酬改定等の政策意図に沿わないものがある場合には、早急に対策を講じる必要。

◆1事業所当たり総費用額の伸び（2024年度、サービス類型別）



(出所) 国保連データ（各年度ごとの月平均）を基に作成。障害児向けのサービスの費用は含まない。

◆障害福祉サービス等の事業所数の推移



(出所) 国保連データ（各年度3月の実績）を基に作成。障害児向けのサービスの費用は含まない。
(注1) グループホーム（共同生活援助）は、介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型の合計。
(注2) 営利企業以外とは、社会福祉法人、特定非営利活動法人等。

- 経済・物価動向が変化する中で、障害福祉分野の職員の処遇改善は喫緊の課題。
- 2024年には、福祉・介護職員の基本給等で5.3%、一時金等を含む平均給与額で6.5%の賃上げ（定期昇給込み）が実現する一方で、1事業所当たりの総費用額（＝自立支援給付と利用者負担の合計であり、施設・事業所の収益の大半を占める）は、2024年度において7.7%増加。

◆障害福祉分野の福祉・介護職員の給与等の変化
(9月時点の賃金の比較)

	2023年	2024年	増加額
基本給等※1	24.1万円	25.4万円	1.3万円 (5.3%増)
平均給与額※2	30.8万円	32.8万円	2.0万円 (6.5%増)

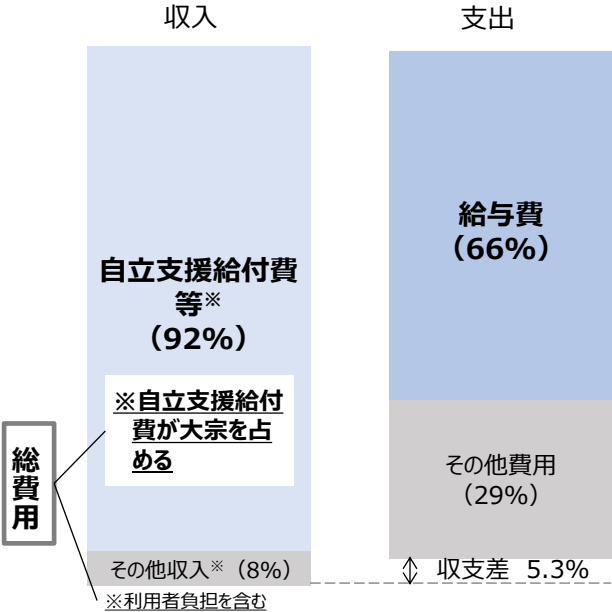
【参考】介護分野の介護職員の給与等の変化

	2023年	2024年	増加額
基本給等※1	24.3万円	25.4万円	1.1万円 (4.6%増)
平均給与額※2	32.4万円	33.8万円	1.4万円 (4.3%増)

※ 1 基本給+毎月決まって支払われる手当
※ 2 基本給+手当+一時金
※ 3 処遇改善加算を取得している事業所における、両年とも在籍している職員の比較。

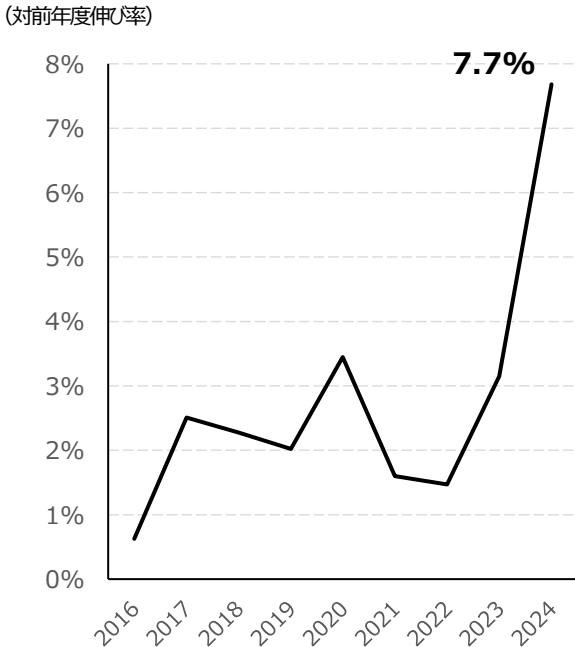
(出所) 厚生労働省「令和 6 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」
「令和 6 年度介護従事者処遇状況等調査」

◆障害福祉サービス等の収支構造
(2022年度)【収入=100】



(出所) 「令和 5 年障害福祉サービス等経営実態調査結果」を基に作成。「その他収入」には、「自立支援費等・措置費・運営費収入」以外の「事業活動収益」(例、「利用料収入」)や「事業活動外収益」等を含む。「その他費用」には、「給与費」以外の「事業活動費用」(例、「減価償却費」)や「事業活動外費用」等を含む。

◆ 1事業所当たりの総費用額の伸び



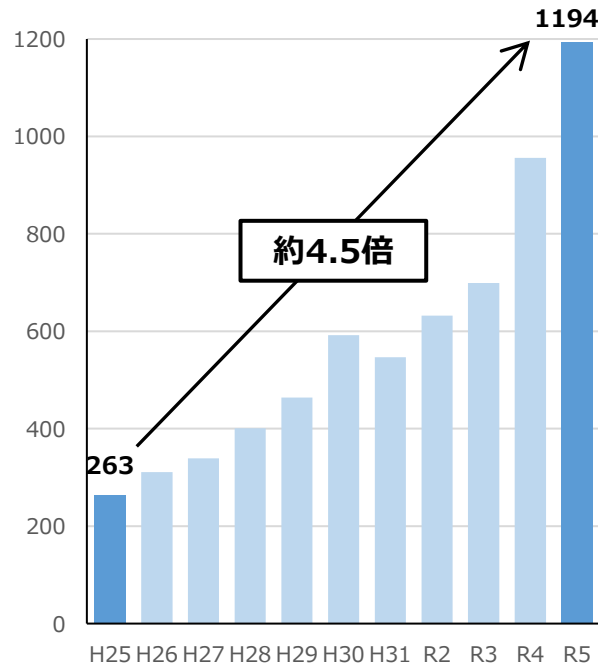
(出所) 国保連データを基に作成。障害児向けのサービスの費用は含まない。

【改革の方向性】(案)

- 2024年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた処遇改善の状況や、経営状況等の実態※を把握・検証した上で、介護分野の処遇改善に向けた対応を睨みつつ、事業者の経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する必要。
- ※ 今後公表される障害福祉サービス等経営概況調査（無作為抽出された事業所のうち一定割合が調査に回答）結果の国保連データ（1事業所当たり総費用額の算出根拠）との整合性等を勘案しつつ、経営状況等の実態を把握していく必要。
- 同時に、今後労働力人口が減少していく中において、サービスの質を維持・向上していくためには、生産性向上を通じた業務の省力化・効率化が不可欠。

- 障害福祉サービスの事業所数が増加する中で、虐待件数も10年間で約4.5倍に増加。中でも、グループホームは約34倍となっており、**全体の約3割**を占めるに至っている。
- 他方で、都道府県等による事業所への**運営指導の実施率は低く（16.5%）**、厚生労働省の指針で定める水準（3年に一度）に未達。

◆障害福祉サービス等における虐待件数



（注）件数は各年度の実績

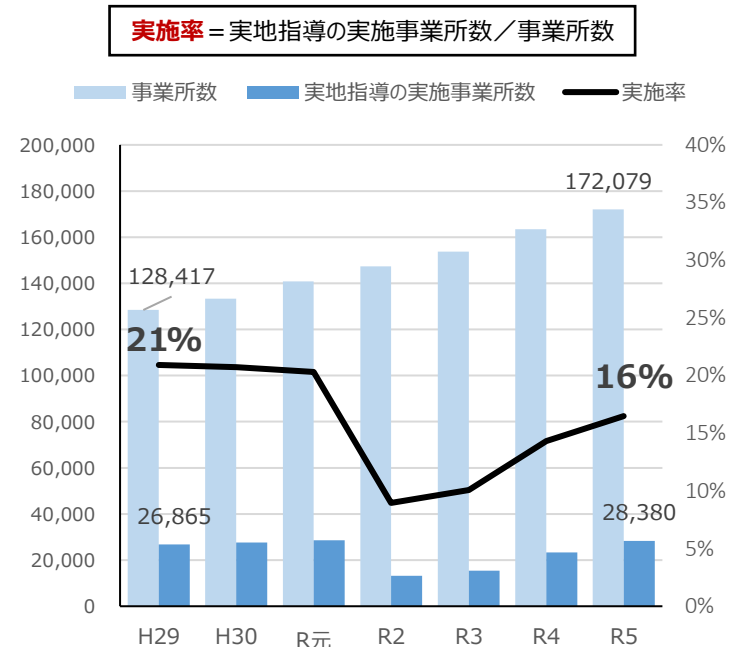
（出所）厚生労働省 令和5年度障害者虐待対応状況調査

◆サービス類型別の虐待件数（令和5年度）

サービス種別	件数	割合
グループホーム	338	28.3%
障害者支援施設	244	20.4%
生活介護	152	12.7%
放課後デイ	146	12.2%
就労継続支援B型	124	10.4%
就労継続支援A型	46	3.9%
居宅介護	27	2.3%
短期入所	31	2.6%
児童発達支援	24	2.0%
療養介護	18	1.5%
その他	44	3.7%
合計	1,194	100.0%

（出所）厚生労働省 令和5年度障害者虐待対応状況等調査

◆運営指導（実地指導）の実施件数・実施率



（出所）厚生労働省「障害者支援施設等に係る指導監査の実施状況等の報告」

・都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）における障害福祉サービス事業所等（障害児通所支援事業所、障害者支援施設及び障害児入所施設を含む。）に対する令和5年度の運営指導の実施率（実施件数／全事業所数）は16.5%（1.0%～48.8%の平均値）であり（※1）、指導指針においておおむね3年に1度の実施を求めている（※2）ことと比較して実施率が低い。

（※1）令和5年度の運営指導実施率…指定障害福祉サービス事業者等の事業所：15.8%、指定障害児通所支援等事業者等の事業所：18.8%

（※2）介護の運営指導については、原則は少なくとも指定の有効期間（6年）に1回の頻度で行い、施設系サービスや居住系サービスについては、利用者の生活の場であること等を考慮し、3年に1回の頻度で運営指導を行うことが望ましいこととされている。

（出所）厚生労働省第146回社会保障審議会障害者部会資料

サービスの質の確保のための自治体の権限強化

- 令和 7 年度予算執行調査に当たって自治体の意見を聴取したところ、事業所の指定等に関して自治体の権限を強化すべきと考える自治体が多く、その具体的な方法としては、**指定基準の見直しや総量規制等を掲げる自治体が多かった。**

Q.事業所の急増がサービスの質の低下につながっているため、その対応として事業所指定のあり方の見直しや指定に際しての自治体の権限の強化を行うべきであるとの指摘がありますが、こうした指摘についてどうお考えになりますか。

	そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない	わからない
都道府県	20%	43%	5%	14%	18%
指定都市	47%	35%	12%	0%	6%
中核市	45%	32%	7%	5%	12%
その他市区町村	8%	29%	20%	12%	30%

Q. 上記の問で、「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答した場合は、その具体的な方法として有効と考えられるものを選択してください。

	総量規制の拡大	意見申出制度の活用	指定基準の見直し	指定権限を有する自治体における審査プロセスの見直し	その他
都道府県	36%	61%	89%	29%	7%
指定都市	50%	7%	64%	29%	21%
中核市	52%	15%	80%	35%	11%
その他市区町村	31%	35%	62%	45%	6%

(注) 有効回答数は1,059か所。都道府県、指定都市、中核市は指定権者。
(出所) 令和 7 年度財務省予算執行調査

※複数選択可であるため合計は100%を超える。

【改革の方向性】（案）

○ 厚生労働省においては、こうした自治体の意見などを踏まえつつ、今年度中に行うこととされている第8期障害福祉計画（令和9～11年度）に係る基本指針の策定や令和 9 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、具体的な議論を開始すべき。

グループホーム①（指定基準の見直し）

令和7年11月11日
財政制度等審議会資料

- 介護保険制度の認知症グループホームでは各職務について要件が定められている一方で、障害福祉サービスのグループホームにおいては、一部の職務（サービス管理責任者等）を除き、**資格や実務経験、研修受講等の要件が定められていない**。
- また、他の障害福祉サービスと比較しても、管理者に要件がない点や、資格等の要件があるサービス管理責任者に常勤が求められていないなど、指定基準は緩やかに設定されている。
- 実際に、資格や実務経験を有さない従事者が多いことが明らかになっており、こうした**資格・職務経験等の欠如が、安易な事業参入やサービスの質の低下、利用者とのトラブルの原因となっているとの指摘**がある。

◆介護保険制度との要件の比較

	障害福祉	介護保険制度※1
代表者	— (配置基準において定めなし) ※4	認知症の介護従事経験又は介護事業の経営経験があり、認知症対応型サービス事業管理者研修等を修了
管理者※2	なし※4	3年以上認知症の介護従事経験があり、認知症対応型サービス事業管理者研修等を修了
直接処遇職員※3	なし※4	無資格の場合、認知症介護基礎研修を修了

※1 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）

※2 事業所の運営や直接処遇職員のマネジメントを実施

※3 障害福祉の場合、利用者の日常生活をサポート（例：料理）する世話人及び身体介助（例：入浴）を行う生活支援員。

介護保険の場合、介護従事者。

※4 障害福祉のグループホームの管理者・世話人・生活支援員の要件は、指定基準において以下のとおり定められている（代表者については定めなし）が、具体的な要件の定めはない。

・管理者：適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない

・世話人及び生活支援員：障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない

◆自治体の意見

- ・ **世話人や生活支援員等には資格・実務要件がないため、未経験者や適性のない者が配置されることが多く、事故や入居者とのトラブルがあとを絶たない**。必要な人員に**資格要件や必修の研修を設け**、事故防止と同時に質の低い共同生活援助事業所の指定申請を防ぎたい。
- ・ **事業所管理者が知識・経験を有さない場合もあることから、実務経験要件の設定や研修の実施など**、管理者として必要な知識等を備えた者の配置を求めた方がよい。

（出所）令和7年度財務省予算執行調査

◆資格を保有していない代表者等の割合



◆従事経験がない代表者等の割合



◆サービス管理責任者（役割・要件は各サービス共通）

グループホーム	生活介護、施設入所、就労A・B
常勤は求められていない（注）	常勤である必要

（注）厚生労働省の解釈通知上、「業務を適切に遂行する観点から必要な勤務時間が確保されている必要がある」とされている

【参考】サービス管理責任者とは

役割：①個々のサービス利用者の個別支援計画の作成、一連のサービス提供プロセス全般に関する責任、②他のサービス提供職員に対する指導的役割

要件：サービス管理責任者研修（基礎・実践）修了、社会福祉士等の国家資格及び3年以上の実務経験等

【改革の方向性】（案）

- サービスの質の確保の観点からは、介護保険制度も参考にし、管理者、世話人及び生活支援員の資格要件や障害福祉サービスに従事した実務経験要件、研修修了要件等を、既存の利用者に予期せぬ影響がないよう留意しつつ、令和9年度報酬改定において指定基準として定めるべき。
- サービス管理責任者については、常勤要件について再考のうえ、例えば、最低勤務時間を、令和9年度報酬改定において指定基準として定めるべき。

- グループホームについては、事業所（特に営利法人）数が急増している中、支援の質の低下が懸念されるといった指摘がなされている一方、他のサービスは対象となっている**総量規制の対象サービスとなっていない**が、地方自治体からは対象化を求める声がある。
- 総量規制にあたり参照されるサービス提供量の「見込み」については、過去の変化率（実績）により定めている自治体が多く、伸び率の高いサービスについては、**仮に総量規制を導入したとしても、伸び率の抑制が効きにくい状況**。

◆ 障害福祉サービスにおける総量規制の対象サービス

生活介護、就労継続支援A型・B型、障害者支援施設

◆ 総量規制の対象サービスについての地方自治体の意見

総量規制の対象に加えた方がよいサービスとして、グループホームと回答した割合が38%と最も高い（特に都道府県・政令市）

グループホームを総量規制の対象として加えたほうがよいと考える理由

- ・ 他のサービスと比較して特に事業所数の増加率が高い。
- ・ 事業者の知識や理解が乏しい、サービスの提供自体が疑わしい場合がある。
- ・ 軽度の障害者向け施設は多く参入があるが、重度の障害者向け施設が不足。
- ・ 事業者はニーズ調査をせずにどんどん参入し、先行して開設した後に利用者を募集。
- ・ 株式会社の参入が多く、開設しても利用者が集まらずにすぐ廃止してしまう事業所が多くみられるため、質を確保するためにも何らかの規制は必要。
- ・ 若い知的や軽度の精神等、在宅で可能な人たちがグループホームに囲い込まれている。
- ・ 地域で必要とされるサービス量以上の供給は不要。しかし、近年新規事業者の参入が相次いでおり、特に家賃の安いエリアの空き家を活用した事業者がみられる。空室を埋めるべく、都心部や他地域から利用者を募る事例もある。

（出所）厚生労働省「障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究」より財務省作成

◆ 総量規制の仕組み

事業所等から指定申請があった場合に、以下の（１）・（２）のいずれかに該当する場合は、指定を拒否できる。

（１） サービス提供量（実績）が、サービスの見込み量を上回るとき

サービス提供量
（実績）

≥

サービスの
見込み量

（２） その他、都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき

◆ 障害福祉サービスの見込み量の推計方法 （単位％、複数回答）

<市町村>

回答自治体数 （団体）	過去のサービス量 の変化率平均	人口当たり 利用率	その他	未回答
742	82.5	2.2	7.4	8.0

<都道府県>

回答自治体数 （団体）	過去のサービス量 の変化率平均	人口当たり 利用率	管内市町村の 見込量を合計	その他
47	0.0	0.0	95.7	4.3

（出所）厚生労働省社会保障審議会第148回障害者部会資料

【改革の方向性】（案）

- 現在厚生労働省社会保障審議会障害者部会で議論が行われているが、グループホームについても、総量規制の対象に加え、指定等を行う自治体が、各自の判断により、地域の事情に合わせた指定を行うことができるようすべき。
- 地域差の解消等の観点からは、過去の実績のみに依らない「見込み量」の推計方法を、厚生労働省が統一的に示すべき。